

『雲巖宝鏡三昧』の註釈について

小 早 川 浩 大

一 はじめに

『雲巖宝鏡三昧』は北宋の臨済宗黄龍派覚範慧洪（一〇七二—一二二八）の『智証伝』（一二三四序、卅統藏経一一一冊一一一左下）巻末に付されているが、もとは成立を異にする独立した書である。洞山良价（八〇七—八六九）撰とされる『宝鏡三昧』について覚範は『林間録』（一一〇七）や『禅林僧宝伝』（一一二二—以下、『僧宝伝』）において雲巖曇晟（七八二—八四一）が洞山に授けたものと主張する。その本文に対して覚範自身の註釈が施されたものが『雲巖宝鏡三昧』であり、『宝鏡三昧』の註釈として最古のものである。そこで、本稿ではその註釈をとりあげて、そこから『宝鏡三昧』に対する覚範の解釈について考察するものである。

二 『雲巖宝鏡三昧』について

『宝鏡三昧』本文の最古を伝えるのは『僧宝伝』『曹山本寂』

章である。⁽¹⁾同章には「中夜授章先雲巖所付宝鏡三昧、五位顯訣、三種滲漏畢」（柳田聖山・椎名宏雄編『禅学典籍叢刊』第五卷六頁上。以下、頁数のみ）とあり、洞山が雲巖から受けた『宝鏡三昧』を曹山本寂（八四〇—九〇一）に授けたとする。ただし、その末尾の賛には「宝鏡三昧其詞要妙。雲巖以受洞山。疑藥山所作也」（八頁上）とあり、藥山惟儼（七四五—八二八）撰とも推測する。ここでは先徳に秘藏されていた『宝鏡三昧』を得た顯謨閣待制朱世英から大觀三年（一一〇九）に覚範が譲り受けたとするのである。

ただし、この覚範の説に対する批判は早くからみられる。石室祖琇（生没年不詳）は『僧宝正統伝』巻七「代古塔主与洪覚範書」において「自述宝鏡三昧則託言朱世英得於老僧、自解法華、輔成宝鏡之辞」（卅統藏一三七冊三一二左上）と述べ、『隆興佛教編年通論』（一一六四）巻二八では「至覚範復私設宝鏡三昧辞以尤之」（卅統藏一三〇冊三五一左上）として覚範自らが『宝鏡三昧』を著したとする。

『雲巖宝鏡三昧』の註釈について（小早川）

また、晦然（一二〇六―一二八九）再編『重編曹洞五位』（一二六〇編・一六八〇刊）『洞山五位顯訣』では「是以宝鏡三昧歌与玄中銘、雪子吟、綱宗三偈等。詞語多相同、皆出於悟本無疑矣」（正統藏一一一冊一二五左下）として『宝鏡三昧』は洞山撰であるとし、覚範の説を批判する。

なお、本書が末尾に付された『智証伝』は覚範の門人覚慈により編纂され、覚範没後に刊行されたものである。後に嘉興統藏經に入藏され、我が国では連山交易（一六三五―一六九四）により刊行（二六七九序）されている。

『宝鏡三昧』の註釈書として最古のものが本書であるが、これに続くものとして元の雲外雲岫（一二四二―一三三四）『宝鏡三昧玄義』がある。また、この解釈に対する批判として我が国において南英謙宗（一三八七―一四六〇）により『宝鏡三昧註』が撰述される。⁽²⁾ここでは「古徳註」として本書の註釈がとりあげられる。その後、川僧慧濟（？―一四七五）『人天眼目抄』では南英撰の書を用いて覚範註を取り上げ解釈が述べられている。

明の永覚元賢（一五七八―一六五七）『洞上古轍』では朱世英が老僧から譲り受け覚範に託したとする『僧宝伝』の説を受けるが「覚範不達此宗。又性多疎略。故是非相半、迷誤後学。余不得已、乃為別註」（正統藏一二五冊三五三左上）として自らが註釈を付している。近世においては特に曹洞宗門で

種々の『宝鏡三昧』解釈書が著されている。

以上のように、後世に数多く取り上げられた『宝鏡三昧』であるが、その名に雲巖の名を冠するのは覚範によるものである。その名称は覚範の『石門文字禪』卷一二「七言律詩」⁽³⁾にもみえることから覚範独自のものといえる。

三 『雲巖宝鏡三昧』の註釈について

『僧宝伝』の『宝鏡三昧』は九四句三七六字からなる。『宝鏡三昧』の本文については諸本に字句の異同がみられるが、⁽⁴⁾字数についてはこれが基本となる。ただし、本書では、ここに「合古轍上」（以下、本文を太字で示す）および「同塵相下」の八字が加えられ三八四字となっている。これらは本文を二分して捉えた項目名と考えられる。そして、全体を二四分割して註釈が施される。そこには經典名が七箇所、祖師の語句が二五箇所みられる。また、このほかに一八箇所で覚範自身による註釈が付されている。

經典名や祖師の語句は、本文中の該当語句に対する註釈として經典や灯史からの一節が付される。たとえば「如世嬰兒、五相完具。不去不来、不起不住、婆婆和和、有句無句。終必得物。語未正故」には『涅槃經』「嬰兒行品」（大正藏一二卷四八五頁中）の一節が引用され註とされる。また、その他の箇所についても經典や灯史の一節とともに覚範自身のコメン

トが短く付されている。この点から、本書は『宝鏡三昧』の講義に用いられた教本といえ、具体的解釈については口頭で説明されたといえる。

なお、拙稿において註釈の出典について調査し、覚範の著作と対応することを確認した。ここでは文脈から覚範の註釈の意味を確認できるものがみられる。⁽⁵⁾

例をあげると「合古轍上」の註では「華嚴論曰」との一節が引かれる。これについて該当經典は未確認であるが『僧宝伝』卷二〇「華嚴道隆」章に「華嚴論曰、唯寂唯默、是心造如来之様。不著不變、是路入法界之轍」(五五頁下)とあり、「凡沙門釈子、寂默為要」を受ける内容となっている。これは「毫忽之差、不応律呂」の註にある「故三祖曰、毫釐有差、天地懸隔。趙州曰、一切但仍旧、方合古轍。蓮華峰亦曰、但能隨處安閑、自然合他古轍」とも適うものである。なお、註釈では「入道合法之轍」(一云是路入法界之轍)とあり、『僧宝伝』の本文が別本としての扱いとなっている。

「宗通趣極、真常流注」に対する註には「玄沙三句綱宗」が引かれる。これは『僧宝伝』卷四「玄沙師備」章にみられ、そこでは「備疾大法難拳、罕遇上根、学者依語生解、随照失宗、乃示綱宗三句」(二五頁上)とある。第一句では方便として真常が説かれるも、そこに安住すれば新たな迷妄として流れ出すことから、それを忘ずることが示される。

『雲巖宝鏡三昧』の註釈について(小早川)

「仏道垂成、十劫觀樹」の註釈には『法華經』「化城喻品」(大正藏九卷二二頁中)の一節が引かれる。これは大通智勝仏が十小劫の間、結跏趺坐するも仏法が現前せず、十小劫を過ぎて成道したとするエピソードである。これについては註釈中に「宴坐十小劫、謂之垂成。過十小劫、仏法方現前、如来世尊之意深妙而著」との覚範のコメントが付されている。この一節と同内容が『僧宝伝』卷七「九峰通玄」章に「法華經有化城一品」として引かれ、その後「言過十小劫者、偏正回互之旨也」(二三頁上)との覚範のコメントがある。また、同じく『僧宝伝』卷一「曹山本寂」章には「如経曰、大通智勝仏、十劫坐道場。仏法不現前、不得成仏道。言劫者滯也。謂之十成」(七頁上)ともみられるものである。

以上のように、覚範の他の著作からその解釈を確認できるものがある。

一方、出典が確認できない註釈もあり、これらが本書における覚範独自の註釈といえる。そのひとつに「如离六爻、偏正回互。豊而為三、變尽成五」の註釈がある。ここでは易卦と五位とを関連させて解釈している。ここに付される註釈は偏正五位説の解釈において後世に大きな影響を与えたものである。⁽⁶⁾ 覚範の著作において、易に関する記述は『石門文字禅』や『智証伝』にみられるが、易の解釈を用いた具体的記述がみられるのは『法華經合論』卷三(一一二三、中統藏四七冊

『雲巖宝鏡三昧』の註釈について（小早川）

三八三左下）である。しかし、註釈に該当する内容はみられない。『嘉泰普灯録』卷七（一二〇四）の覚範伝にはその著作として「易註三卷」（卅統藏一三七冊六五右下）がある。このことから、ここに覚範の易解釈がみられるかもしれないが逸書のため確認できない⁽⁸⁾。ただし、易に関する記述が『林間録』と『僧宝伝』にみられないこと、本文が『僧宝伝』と異なっていることを踏まえると本書の成立は『僧宝伝』撰述以降といえる。つづく「如荳草味。如金剛杵」の註では易を用いた重離疊變の解釈は出世間の法を示すための方便とする。

四 覚範の雲巖観について

ここで覚範の雲巖に関する記述をみてみる。本書の註釈では本文冒頭「如是之法、仏祖密付。汝今得之。其善保護」にみられる。仏祖の法の伝授と護持が話題とされ、覚範はここを「是古轍全提時節」とする。そして、『法華経』「方便品」（大正藏九卷七頁上）をとりあげるが、この一節に対する覚範の記述が『法華経合論』卷一にみられる。そこではいわゆる文殊菩薩と維摩居士との「入不二法門」とともに、

而名如是妙法者、如夜半正明、天曉不露也。譬如射者射至百歩、力也。射中百歩、巧也。至於箭鋒相直、則非巧力所能及也。

（卅統藏四七冊三六一左上）

として本書の語を用いて説明されている。これによれば覚範

は「如是妙法」を本文にみえる「夜半正明、天曉不露」として捉える。この本文に対する註釈には「本無名目。謂之仏是染汚、謂之法是染汚」「説似一物即不中」とある。そして、法については「箭鋒相直」として言語を超えたところで伝授されると捉えている。覚範は「昔雲巖深得此意」と述べ、洞山への法の伝授について過水悟道をもって示している。

このほかに雲巖と洞山に関する記述として『僧宝伝』卷七「九峰通玄」章がある。ここでは

玄謂門弟子曰、仏意祖意、如手展握。先師安立五位、發明雲巖宗旨。譬如神医治病。其藥只是尋常用者。語忌十成、不欲斷絶。機忌触犯、不欲染汙。但學者機思不妙、唯尋九轉靈丹、云能起死、是大不然。

（二二頁下）

とある。先師洞山が五位説をもつて雲巖の宗旨を明らかにしたとする九峰通玄（八三四・八九六）の言葉である。ここには前にみた『法華経』「化城喻品」の一節が続き、それに対するコメントとして「言垂成者、言一小劫。言十小劫者、是染汙、是斷絶」「言過十小劫者、偏正回互之旨也」とある。

九峰は洞山によって明らかにされた雲巖の宗旨について「語忌十成、不欲斷絶。機忌触犯、不欲染汙」とする。これは本文「如虎之缺。如馬之鼻」の註に「言不敢触諱也」「言語忌十成也」ともみられる。つまり、「仏」や「法」なる分節をもつて本来性を染汚し断絶させることを回避し、現実態

(偏)にも本来性(正)にも滞ることのない偏正回互の宗旨であるとする。さきに『宝鏡三昧』の作者を薬山とする疑念が生まれたのは、この宗旨こそが洞上の宗旨であると覚範が理解していたことによる。雲巖から洞山へと伝わるこの宗旨について覚範は九峰の語を通じて理解したものといえる。

五 まとめ

『雲巖宝鏡三昧』は『僧宝伝』撰述以降に示されたものである。『僧宝伝』は宣和元年(一一一九)の初稿を経て同四年(一二二二)に完成する。同年には『智証伝』も完成し、大衆に対して『参同契』の講義も行っている。⁽⁹⁾また、翌五年に完成する『法華経合論』には本書の一文がみられた。これらから本書は宣和五年には成立していたといえる。

そして、『僧宝伝』の撰述過程において雲巖の宗旨を偏正回互と捉えた覚範は、その内容が説かれる『宝鏡三昧』に対して雲巖の名を冠したものといえる。

- 1 柳田聖山『禅の文化—資料編—』一六〇頁(京都大学人文科学研究所、一九八八)。
- 2 松田陽志「南英謙宗撰『宝鏡三昧註』について」(『下野山川長林寺乃研究』所収、新人物往来社、二〇〇六)。
- 3 柳田聖山・椎名宏雄編『禅学典籍叢刊』第五卷三七〇頁。
- 4 椎名宏雄「『宝鏡三昧』の諸本」(曹洞宗総合研究センター学

『雲巖宝鏡三昧』の註釈について(小早川)

術大会紀要一一号、二〇一〇)。

5 拙稿「『雲巖宝鏡三昧』の考察—その註釈の成立を中心に—」(『宗学研究紀要』二四号、二〇一一)。

6 新井勝龍「易卦説と禅—宝鏡三昧歌の解釈をめぐる—」(印度学仏教学研究三三—二、一九八五)、松田陽志「南英謙宗の五位説に関する一考察—重離曼變説をめぐる—」(駒澤大学佛教学部論集二六、一九九五)参照。

7 周祐鎔撰『宋僧惠洪行履著述編年総案』二五八頁(高等教育出版社、二〇一〇)では、覚範が易を解するのは宣和二年(一二二〇)以降とする。

8 同様に覚範の著作を伝える『僧宝正統伝』巻二の覚範伝(正一三七冊二九一左上)には「易を解す」との一文があるが『易註』はみられない。

9 『石門文字禅』巻二六「題淳上人僧宝伝」(前出『禅学典籍叢刊』第五卷六六二頁上)。

〈キーワード〉 覚範慧洪、雲巖曇晟、『宝鏡三昧』

(曹洞宗総合研究センター研究員)